

要望等に対する回答について

(様式2)

要望年月日： 令和4年8月31日

要望団体名： 岩泉町、小本港湾開発整備促進期成同盟会

要望項目	取組状況等	県政への反映区分 ※	その後の対応	左の事由
1 —7.5m埠頭の早期整備について	港湾計画に位置付けられている水深7.5m岸壁等の整備については、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を注視しながら、必要に応じて検討していきます。	C		
2 海底の環境整備について	小本港については、水深5.5m岸壁を利用する船舶に対応した水深が確保されています。 要望については、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を注視しながら、必要に応じて検討していきます。	C		

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1)質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2)意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3)市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4)当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5)当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6)その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1)実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの (例) •制度・条例等の新設・改正等を要するもの •予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの •市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</p> <p>(2)国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3)その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1)現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2)優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3)その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1)県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2)実現が極めて困難なもの</p> <p>(3)その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類